

第4回

国立・国定公園における大規模太陽光発電施設 設置のあり方検討会

< 議事要旨 >

日時：平成27年2月9日（月）

15時00分～16時00分

場所：経済産業省別館1階114会議室

【出席者】

検討会委員：

阿部 宗広 一般財団法人 自然公園財団 専務理事
浦 達也 公益財団法人 日本野鳥の会 自然保護室
茅岡 日佐雄 一般社団法人 太陽光発電協会 企画部長
熊谷 洋一 東京大学 名誉教授（座長）
黒川 浩助 東京農工大学 名誉教授、東京工業大学 特任教授
斎藤 馨 東京大学大学院 新領域科学研究科 教授
星野 義延 東京農工大学大学院 農学研究院 准教授

オブザーバー：

金澤 祐治 経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー対策課 課長補佐

事務局：

岡本 光之 環境省自然環境局国立公園課 課長
長田 啓 環境省自然環境局国立公園課 課長補佐
深谷 雪雄 環境省自然環境局国立公園課 保護係長
伴 武彦 株式会社ポリテック・エイディディ
早川 真由美 株式会社ポリテック・エイディディ

1. 開会（15：00）

- ・事務局より挨拶
- ・配布資料の確認

2. 委員紹介

- ・事務局より委員の紹介

3. 検 討

- ・第3回検討委員会議事要旨の確認
特に修正意見なし。

（1）意見募集の結果について

- ・事務局により資料1を説明

以上に関する、質疑及び意見の概要

- ・3ページ一番下の左側の意見で、「国立・国定公園内のみならず、その周辺地域、波状地域」とあって、この「波状地域」というのは何か。

波状地域というふうに、いただいた意見そのままの言葉である。この意見は恐らく、地域にお住まいの方からの意見ですが、我々としては、国立・国定公園に、ある一定の要件を定めて指定しているのですが、その周辺についても自然環境が連続していて景観も一体なのだから配慮すべきではないかというような意見だと受けとめている。

（環境省）

- ・波状の意味はわからないということか。
- ・おそらく、丘陵地みたいな波丘地形だと思う。傾斜が緩い地形。意見の原文を見るとそのようになっている。

（2）国立・国定公園内における大規模太陽光発電施設設置のあり方に関する基本的考え方（案）について

- ・事務局により資料2を説明

以上に関する、質疑及び意見の概要

- ・ 4 ページの (1) の 3 ポツ目の「自然草地等」と「等」をつけられたのは何か意味があるか。

もともとの青字では、修正前の部分は「自然草地や半自然草地」というふうに記載していたが、具体的に半自然草地と言ったときに、例えば採草放牧地とか、あとは何らかの気象的な条件などで高木が育ちにくいところなど、いろいろな条件があり得るかと思った。特に半自然草地というところが今後具体的な基準を設けるに当たって明確に書き切れないかなと思ったので、具体的な対応の考え方、委員会からいただくこの文書の中ではそういったものも含むが、自然草地を中心とした貴重な草地環境を保全するという趣旨で、少し丸めた表現にさせていただいた。(環境省)

- ・ 「大規模太陽光発電施設」というのは一般名詞なのか。定義がない。何 kW 以上なのかとか、そういうことがわからない。

大規模太陽光発電施設というのは、我々の検討の前提としては明確な定義があって普通名詞になっているものではなく、あくまでも国立・国定公園の中で対応を検討すべきものとしては、小規模なものではなくて大規模なものという相対的な意味合いで使っている。したがって、一般的にはメガソーラーというふうに言い換えられた場合は、当然、出力数で 1,000 kW が基準になると思うが、我々が国立・国定公園の中で検討するに当たっては必ずしもその数字に縛られるものでない。今後、具体的に審査の考え方を検討するに当たっては、どこかで数字を線引きすることが出てくるものと考えているものである。(環境省)

- ・ 3 ページ目の 5 行目、「大規模な施設を放置されることで」は、「大規模な施設が放置される」ではないか。また、4 ページ目の最後の行の「抑制的に対応すべきである」は、「抑制的な対応をすべきである」がよい。

表現の修正の御意見については御指摘のとおりかと思うので、ほかの委員から御異論がなければそのように修正させていただきたい。(環境省)

- ・ 今の規模のところは、事業をされる方が何らかの判断基準を求められると思う。どこか

の時点で線引き、閾値を出されるほうがよい。ただし、閾値を入れたら、その閾値のちょっと下というところを狙われるので、その辺はよく御検討いただくか、あるいは場所によってフレキシブルに考えるべきだと思う。

- ・パブリックコメントにもあったように、規模の小さいものが集まってしまうみたいところに対して、ここでは検討しないのか。それとも、それも含めて何かしら書き込んでいくのか。

小さなものが集積されていくという事例については、経済産業省でもいろいろな対応の中で苦慮されている点だとは伺っている。1つには、系統接続というか、設備認定の面で配慮、そういったものへの対応というのも少しずつなされてきているというふうにも伺っている。あわせて、我々のほうで今後具体的な審査の考え方を整理するときには、具体的な対応の考え方の中で、例えば隣接地との緩衝帯を検討する必要があるという御意見もいただいているので、1個1個の審査をするに当たって、後になってほかのものと一緒に実はやるのですよとか、結果として大規模なメガソーラーと同じようなものになってしまうのですよというものがないように、きちんと対応できるようにしたいと思っている。（環境省）

- ・補足をさせていただく。今、経済産業省ではいわゆる分割案件ということで、まず50kW未満、要は低圧を集めて高圧にした場合、基本的に設備認定をしないことになっている。したがって、50kWで1つ区別ができると思われます。それ以外にも、いわゆる分割案件については今非常に厳しくやろうとしており、昨年4月から省令改正が検討されているので、そこは心配しなくてもよいかと思うが、何らかのそういうことを抜ける人もいるかもしれませんので、そこはケアをされたほうが良いと思う。

- ・4ページの下から6つ目の項目で、「動物の生息、植生への影響を評価し、適切な環境配慮が実施される計画であることを確認すべきである」とある。もちろんこれは法アセスを実施するということではないと思うが、どのように影響を評価すればよいと言っているのか、お聞きしたい。例えば風力発電は、2012年10月以前は事業者による自主アセスであったが、そのときには、事業者によって影響評価の手法がまちまちであった。法的義務がないので、影響評価を実施しない事業者もいれば、実施してもきちんと影響を評価できていないという意見も多く出て、そういうことで住民の紛争が起きることが度々あり、結局、法アセスに入ったという経緯がある。環境への影

響を評価するというのであれば、やはり、何か参考になる資料を示さないと、事業者はやりづらいのではないかなと考える。

御指摘のとおりだと思う。まず、太陽光発電施設に関しては法アセスの対象にはなっていないが、自然公園法の中でも1haを超えるような開発行為というのは、自然環境への影響や景観への影響、あるいは社会的な必要性などをきちんと説明するような書類を、通常の紙1枚の書類とか必要最小限の図面に加えて、そういったものを検討した結果を添付する必要がある。さらに、例えばそこに貴重な動植物が存在するという情報があれば、その1haという要件がなくても、当然許認可権者である環境省や都道府県から、今申し上げたようなものと同等の調査結果を求めることもできることになっている。ただし、それが必要だと言っても、どういったものを用意すればいいのかとか、どのような検討をすれば許可になるのか、そういったところが明確でないと、事業者の方々にとっても困ることだと思うので、その点、風力のガイドラインは御存じだと思いますが、そういったものに類するような形で、どのような考え方で検討すればいいのかというのをガイドラインの中でも解説していきたいと思っている。(環境省)

- ・今回、環境省、各委員の方、そろってこの問題について討議いただき、特にきょうの基本的考え方の中で(3)に「再生可能エネルギーに対する社会の要請」というのもしっかり拾っていただけた。しかし、日本の再生可能エネルギーの普及率は、特に欧州と比べると桁が違う。環境先進国である欧州では、もう10%、20%、もっと50%を超えるような国もあるので、再生可能エネルギーに対する基本的な社会の要請というのは、私は経産省よりも環境省のほうが理解しやすいのではないかと感じており、その点を、今回こういう形で取り入れていただき大変感謝している。

○ありがとうございました。それでは、先ほどいただきました重要な指摘を踏まえ、修正案については今後事務局と、できましたら、その取りまとめについては座長にお任せいただけたらと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なし。(委員)

- ・それでは、お任せをいただき、もしその検討の段階で大変大きな何か検討事項がもし出るようでしたら、個別に委員の先生方にまた御相談するというところで、一応座長預か

りということにさせていただきたいと思います。

(3) その他

- ・事務局により資料3を説明

以上に関する、質疑及び意見の概要

- ・今、環境省における今後の対応の方向性について説明されたが、具体的にいつごろこういうガイドライン等が出てくることになるのか。

9月から検討をいただき、非常に短い期間で御議論いただいたことを踏まえ、できる限り早く対応したいと考えている。年度内というのは現実的に厳しいとしても、年内のなるべく早い時期に対応してまいりたいと考えている。(環境省)

- ・施行規則とガイドラインの関係をもう一度教えていただきたい。

例えば、今ここで施行規則に位置づけると言っているものの例示でいうと、植生の復元の困難な場所でないこととか、自然草地等において設置するものでないこととか、あるいは主要な展望地から見たときに著しい支障がないものであることとか、周辺の景観と不調和でないことなど、先ほど御指摘もあったように、数値的に定められるところは極力定めたほうが良いという考えはあるが、どうしても景観上の配慮を求めるといって定性的になってしまう部分もある。施行規則でそういう表現になった場合に、それはでは太陽光発電施設の特性を踏まえると、どういう点に配慮して検討する必要があるのか、あるいはどういうふうに審査されるのかということをもう少しかみ砕く必要があるだろうと。そのことを記載するのがガイドラインだと考えている。(環境省)

- ・(1)の2つ目のセルの中の下から2つ目のポツであるが、「用途終了後の撤去等について適切な取扱いがされるよう措置することが必要である」と、これを施行規則にすると、「用途終了後の撤去等について適切な取扱いをすること」になるのかと思うので、定性的にならざるを得ないという話もわかるが、前回か前々回か、お話ししたが、買取制度は20年で、土地の賃借も基本的に20年。工事などを入れるので、一旦20

年プラス2年とか、そういう賃借契約などでいろいろあるかと思う。そういうところから、20年で必ず終わるわけでもない。そこのここの兼ね合いが、定性的であればわかりづらいから、これは施行規則というよりはガイドライン系ではないかなと私は思う。

具体的に施行規則の中で何十年後には撤去されるものである、20年後には撤去されるものであるというような書き方は現実的には難しいかなと思っているが、用途終了後、「発電事業終了後の撤去に関して計画がきちんと定められていること」とかということを経験にするというのは、実は風力発電施設についても同じような基準を設けていた。少なくともそれは規定としてはあり得るかなと思いますし、場合によっては、今まで太陽光発電施設についてはそういう基準がなかったのですが、実際の許認可の場面では条件をつけて、同じように事業終了後はきちんと撤去してくださいという条件をつけているケースもありましたので、そういう、数字ではないが、「用途終了後」という表現で規定することはできるかなと思っている。(環境省)

○それでは、ガイドラインと審査基準の施行規則とのきちんとしたすみ分けはいろいろ意見があった。その辺についても、もう一度きちんと考え直すことも含めまして、今後の取りまとめを行っていきたいと思うが、いかがか。先ほど事務局から申し上げたが、せっかく濃密な御検討をいただいたので、できるだけ早くガイドラインなり施行規則なりの具体案を事務局で取りまとめるべきであるという意見が強いように感じる。その辺も踏まえて、ひとつ御理解をいただきたいと思う。

・岡本国立公園課長より、検討の御礼の挨拶があった。

4. 閉会(16:00)

以上